

第6回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和6年8月8日(木) 9時30分～11時40分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 前田労働基準部長、中塚賃金室長

市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議 事

(1) 金額審議

(2) その他

5 資料目次

(1) 中小企業への支援とセットで、最低賃金時給1500円の実現を求める要望書
(日本共産党鳥取県委員会)

(2) 鳥取県内の経済情勢(令和6年8月) (財務省中国財務局鳥取財務事務所)

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 それでは、ただ今から第6回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について確認いたします。本日は全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本日の専門部会は公開しておりまして、4名の傍聴人と、報道機関1社がお見えになっております。傍聴者の方々には、受付でお渡ししております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長をお願いいたします。

○佐藤部会長 おはようございます。それでは、第6回鳥取県最低賃金専門部会を始めたいと思います。

本日は追加の資料の方がありますので、この資料について、事務局より説明をお願いいたします。

○中塚賃金室長 本日は2つの資料を付けております。

まず、1番目の資料が、昨日になりますが、日本共産党鳥取県委員会様より最低賃金に係る要請がございましたので御報告いたします。宛先は事務局宛てとなっておりますが、内容を見ますと、この最低賃金審議会専門部会に対することも要望がございますので、報告という形で読上げをさせていただきます。

中小企業への支援とセットで、最低賃金時給1,500円の実現を求める要望書。

鳥取県内の労働者の働く環境の改善に御尽力いただいていることに敬意を申し上げます。

現在、鳥取県最低賃金専門部会が開催され、審議も大詰めとなっております。7月25日、中央最低賃金審議会が示した最低賃金の目安は、A、B、C、全てのランクで50円の引上げを答申し、それを受けた鳥取県専門部会では、7月30日の第2回部会で、労働者側が1,050円、使用者側が936円から945円を提示し、直近8月5日の第4回部会では、労働者側が971円、使用者側が945円を提示し、暮らせる賃金にはまだまだ遠いと感じています。

私たち日本共産党は、この間、全国どこに住んでいても8時間働けば暮らせる賃金、全国一律1,500円の早期実現と、そのための中小企業への賃上げ支援を求め、500兆円にも及ぶ大企業の内部留保への5年間で10%の時限的課税で、総額10兆円の財源が生まれると財源も示し、その実現を求めてきました。これら全体の実現を強く求めます。

現在の鳥取県の最低賃金はCランク時給900円であり、月給で14万4,000円、年収で172万8,000円と、年収200万円以下のワーキングプアと言われる水準です。そして、最低賃金が最高の東京都、Aランク1,113円との格差は、時給で213円、月給で3万4,000円、年収で40万円以上もの格差が生じています。

しかし、全労連の調査では、最低生計費は、都市は居住費が高いものの、地方は自動車

を利用する人が多く、維持費などがかかるため、全国ほとんど差がないとの調査結果が出ています。そして、昨今の物価は、全国でも、鳥取県でも上昇が続き、物価高騰に耐えられる賃金への引上げは、全国どこでも求められる課題となっています。

こうした中、鳥取県で物価高騰に耐えられる賃金、普通に暮らせる賃金とし、都市との賃金格差を是正することは、人口流出や労働力不足を克服し、暮らしを豊かなものとするだけでなく、鳥取県経済を回復させる確かな力になると確信します。

最低賃金の審議の最終局面を迎えた今、改めて、全国一律最低賃金1,500円の実現を強く求めるものです。

続きまして、資料の2番目に、鳥取県内の経済情勢という資料を付けております。これは7月1日開催の第544回鳥取地方最低賃金審議会で、4月判断というものを付けさせていただきましたが、これが更新されて、このたび7月判断という内容で示されています。

1枚開いていただきますと、総括判断として、県内経済は、持ち直しのテンポが緩やかになっているということになっております。各項目の判断につきましては、内容を御確認いただきたいと思っております。

事務局からは以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

2点、資料がありましたけれども、こちらの方御確認いただいて、御意見、御質問等があればお願いします。

(なし)

○佐藤部会長 では、先に進めさせていただきます。議事に入りたいと思っております。

1番目の議事ですが、金額審議です。先ほどの要望書の方にもありましたけれども、前回までに、使用者側は提示額が945円、対して、労働者側は971円ということで、まだまだ開きがあるところではあります。両者ともにこれまで歩み寄っていただいて、感謝を述べたいと思っております。

本日は、さらなる歩み寄りを期待しているところではあります。毎回同様、まず、本日の進め方について、使用者側代表の西村委員と労働者側代表の河村委員と私との三者で協議をさせていただきたいと思っております。15分程度いただきたいと思っております。では、会場の準備をお願いします。

では、しばし休会とさせていただきます。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせをいたしました。では、これから審議をしていただきます。先ほども申し上げたとおり、使用者側が945円、労働者側が971円ということで、まだ、かなり開きがありますので、これを詰められたらというふうに思っております。

では、金額審議について、労働者側、使用者側、分かれて御協議いただきたいと思います。お時間はどれぐらい必要となりますか。

○河村委員 20分でお願いします。

○佐藤部会長 会場の御案内をお願いします。では、20分間休会します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 それでは、全員お戻りになりましたので、再開したいと思います。

では、労働者側、使用者側、それぞれ協議していただいたので、本日の金額の方御提示いただきたいと思います。

では、前回、使用者側からお聞きしたので、今回は労働者側からお願いしたいと思います。

○河村委員 それでは、労働者側の金額提示をさせていただきたいと思います。

いろいろと歩み寄りの根拠を探ってみてはいますが、もともと、我々としては1,050円というところをやはり到達をすべきだという考え方がまず前提にあるということです。そうは言いながら、審議を前に進める必要がありますので、そういったことから、労働者側としての根拠というところでいくと、少しどうしても薄くなってきてしまいますので、そういった中で、少なくとも連合鳥取がこの春闘で勝ち得た1万1,850円、これを時給換算したときの71円、これを前回提示させていただいたということです。労働者側委員で協議をしたわけですが、現時点でここからさらに歩み寄りをする根拠が見いだせないというのが結論であります。

したがって、前回同様、プラス71円という提示をさせていただきたいと思います。

ただ、もう本当に専門部会の審議も終盤ですので、なかなか歩み寄りが見せられないというところは非常に申し訳ない思いであります。

したがって、公益のお考えをお聞かせいただいて、我々としてもそのお考えに乗れるかどうかということ、判断させていただきたいと思います。

それと、本日、この後、使用者側さんの方から金額提示があろうかと思いますが、予定としては明日が最終ということになりますので、形的には公益委員見解という格好になろうかと思っておりますので、そこに向けてどういった進め方をするのかということで、この

後、できれば、また、代表者での協議をさせていただけたらと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、労働者側は971円にとどまるという結論ということですね。

では、使用者側、お願いいたします。

○西村委員 使用者側ですけれども、歩み寄る余地はないということで、最終的に45円というところがマックスの数字ということですよ。

賃金というのは、労働の対価であるという原則をやはり守るべきであって、それが守られないようであれば、継続的な経営はできないというふうに考えております。仕事には生産性の高いもの、低いもの、様々ありますけれども、そんな中で、最低賃金というのはその点を全く考慮することなく、全てに適用するということを考えても、生産性を超えた、生産性以上の最低賃金になるというような逆転現象を起こすことは許されない、容認できないと考えておりますので、金額は45円のままということですよ。

加えて、労働者側からもありましたけれども、使用者側としても、歩み寄りの余地がないという状況の中で膠着状態ということもございますので、公益委員の見解をお伺いしたいと思っております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

使用者側も945円から動かないということとなりました。

先ほど河村委員の方から御提案のありました代表者での協議を行いたいと思います。お時間、どれぐらい必要になりますでしょうか。

○河村委員 15分お願いします。

○西村委員 大丈夫です。

○佐藤部会長 では、15分いただきたいと思います。

では、会場の御用意をお願いします。では、休会としたいと思います。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせいたしました。三者協議が終わりましたので、今日の新たな進め方をお話ししたいと思います。

今、協議で、労使ともに公益委員とお話をされたいということなので、最初に、公労で協議をさせていただいている間に使用者側は使用者側で協議をしていただいて、その後、公使で協議している間に労働者側は労働者側で協議をしていただくということにしたいと思います。

では、公労の協議から始めたいと思います。会場の準備をお願いします。

○佐藤部会長 時間はどれぐらいですか。

○西村委員 15分ぐらいお願いします。

○佐藤部会長 15分ずつ協議を行います。では、休会します。

[公益・労側協議] [使側協議]

[公益・使側協議] [労側協議]

○佐藤部会長 大変お待たせいたしました。公益と労働者側との協議の後に、公益と使用者側の協議を持ちました。その中で、幾つか候補となるような金額を御提示させていただきましたが、合意には至らなかったということで、先ほど労使双方から申出がありましたので、公益委員として、明日、これが適切であるという金額を御提示させていただきたいと思います。

それでは、事務局をお願いなのですが、本日、鳥取地方最低賃金審議会の会長名で公益委員会議を緊急に招集したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○中塚賃金室長 はい。では、本日、緊急で公益委員会議を開催するというので、準備を進めたいと思います。

○佐藤部会長 では、本日までに労使からの、合意がいただけなかったということと、先ほどの各側との協議の中で、全会一致になるように公益委員から金額を御提示させていただいたのですが、それでも合意に達しなかったということですので、改めて、本日、公益委員全員、5人集まって審議をした上で、金額を提案させていただいて、明日、それに対して、労働者側、使用者側が賛成できるかできないかというところで結審したいと考えております。

では、長時間どうもありがとうございました。

次、議事の2番目、その他に行きたいと思います。

事務局からお願いします。

○市村賃金室長補佐 第7回鳥取県最低賃金専門部会は明日、8月9日金曜日の13時15分からこの会議室にて開催いたします。

また、第546回鳥取地方最低賃金審議会（答申）は、同日の15時30分から、同じくこの会議室において開催いたします。

ただし、鳥取県最低賃金の審議につきまして、専門部会が全会一致となりますと、最低賃金審議会令第6条第5項が適用されまして、専門部会報告をもって審議会でも決議され

たものとみなされ、労働局長宛て答申がなされますので、同日開催予定の第546回鳥取地方最低賃金審議会は開催いたしません。

答申に対します異議の申出があった場合、8月27日火曜日の午前中に第547回鳥取地方最低賃金審議会（異議審）を開催いたします。開催時間は、また、別途調整を行う予定です。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の第6回鳥取県最低賃金専門部会は、終わりにしたいと思います。では、長時間ありがとうございました。